

健発0114第4号

平成22年1月14日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長

眼球提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

眼球提供者（ドナー）の適応判断については、平成12年1月7日付け健医発第25号厚生省保健医療局長通知の別添「眼球提供者（ドナー）適応基準」（以下「適応基準」という。）に基づき行われてきたところですが、今般、適応基準を別紙新旧対照表のとおり改正することとし、各眼球あっせん機関の長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。

なお、改正後の適応基準を参考として添付します。